

○伊勢広域環境組合管理者の職務代理の順序に関する規則

平成 13 年 4 月 1 日

組合規則第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 伊勢広域環境組合規約（平成 13 年規約第 1 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、管理者に事故があるときその職務を代理する副管理者の順序は、この規則の定めるところによる。

(職務を代理する副管理者の順序)

第 2 条 管理者に事故があるときその職務を代理する副管理者の順序は、次に掲げる市町に属する副管理者の順序とする。

玉城町、明和町、度会町、伊勢市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。